

平成 28 年度 第 1 回倉吉市福祉有償運送運営協議会について（報告）

1. 日 時 平成 28 年 6 月 10 日（金）13 時 00 分～14 時 00 分
2. 場 所 倉吉市役所 大会議室（本庁舎 3 階）
3. 出席者 【委員】 山根 好美 （日ノ丸ハイヤー(株)倉吉営業所 所長）
山下 俊織 （社会福祉法人 地域でくらす会 蔵まち）
大黒 恭弘 （社会福祉法人 和）
筏津 充代 （倉吉市肢体不自由児・者父母の会）
衣笠 和英 （倉吉市身体障害者福祉協会）
治郎丸 有里（知的障害者相談員）
斎木 英宏 （倉吉市自治公民館連合会）
丸山 峰雄 （国土交通省中国運輸局鳥取運輸支局） ※代理出席
大西 淳史 （日ノ丸ハイヤー倉吉分会労働組合）
涌嶋 祐二 （倉吉市福祉保健部長）
【申請者】 小林 敦子 （社会福祉法人 トマトの会）
【事務局】 森石 学 （福祉課長）
美船 誠 （総合政策課長）
大西 妙 （福祉課課長補佐）
安道 幸仁 （総合政策課企画員）
竹田 航 （総合政策課主事）
4. 目 的 「社会福祉法人 トマトの会」が、倉吉市を発着として運行する福祉有償運送の更新登録の申請を行なうため、本福祉有償運送運営協議会に合意を求めたものであり、内容の審査等の協議を行ったもの。
5. 結 果 委員による協議が整い、申請内容が合意された。
6. 協議内容 以下のとおり

本日の委員出席 10 名、欠席 3 名であり、倉吉市福祉有償運送運営協議会設置要綱第 6 条第 2 項の規定による会議の開催要件の過半数を満たしていることを報告。今回は「社会福祉法人 トマトの会」の福祉有償運送更新申請についての協議があるので、「社会福祉法人 トマトの会」には福祉有償運送申請者としての立場で参加いただくことを説明。

運営協議会は、倉吉市福祉有償運送運営協議会設置要綱第 6 条第 4 項の規定により、原則公開となっていることを説明。

1. 開会あいさつ

2. 事務局（総合政策課）説明・報告

事務局（総合政策課）から委員の交代を報告。

本日の日程について。今回は委員に就任いただいて初めての開催のため、この後、会長及び副会長を委員の皆様の互選により選出いただく。また、「トマトの会」の登録の有効期間は平成 28 年 7 月 16 日までとなっているので、今回ご協議いただくこととした。

3. 会長・副会長の選出について

(総合政策課事務局により進行。)

日程3の本協議会の会長及び副会長の選出を行いたい、どのように選出すべきか。

(委員の発言がなかったため、事務局から提案)

それでは事務局一任ということよろしいか。

会長を倉吉市自治公民館連合会の齋木委員、副会長を倉吉市福祉保健部長の涌嶋委員にお願いしたい。

(異議なし)

(倉吉市福祉有償運送運営協議会設置要綱第6条第1項の規定により齋木会長により進行。)

4. 協議事項

①福祉有償運送更新申請について、「社会福祉法人 トマトの会」から概要説明。

【社会福祉法人 トマトの会 更新申請概要】

申請書類に沿って説明。運送の区域、使用車両、運送する旅客の範囲、運転者、運送の対価を説明。前回更新時からの変更点は北栄町にあった事業所を閉鎖し、湯梨浜町の事務所に統合した。

【福祉課補足説明】

旅客名簿の15名の方については、公共交通機関の利用が1人では困難な方として、福祉有償運送の対象であることを確認している。

【質疑内容】

(委員) 北栄町の事業所を閉鎖されているが、従来北栄町の事業所を利用されていた方は回送料金等変わってくるが、不自由な点などの話はあったか教えていただきたい。

(トマトの会) 北栄町で利用されていた方にはまず北栄町が行っているタクシー料金に関する補助をおすすめし、距離が変わってもどうしてもトマトの会を利用したいという方には湯梨浜町にある事業所の所在地やこれだけ料金が変わるということを説明した上で、北栄町で利用させていただいていた方のおよそ2割の方に引き続き利用していただいている。

(会長) その他、特に意見がないようであれば、「社会福祉法人 トマトの会」からの福祉有償運送更新申請について、合意してよろしいか。

(特に意見なし)

(会長) それでは、「社会福祉法人 トマトの会」の福祉有償運送更新申請について、本運営協議会で協議が調ったものとする。

(事務局) 福祉有償運送者が鳥取運輸支局に申請時に添付する必要がある合意書(案)を確認いただきたい。(合意書(案)を配付。)

(会長) 合意書(案)についての質問はあるか。

(異議なしの声)

(事務局) 合意書については後日「社会福祉法人 トマトの会」に送付する。

(会長) それでは、協議事項はすべて終了。

「社会福祉法人 トマトの会」には、安全で安心な運行を行っていただきたい。それでは、閉会とする。